

# 令和5（2023）年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6（2024）年1月26日（金）

午後1時30分から

場所 みよし市役所 6階601.602会議室

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

- ・みよし市国民健康保険運営協議会答申について

資料1，資料2

## 3 報告事項

- ・国民健康保険税賦課限度額の改正について
- ・第3期データヘルス計画について

# 令和6年度 税率改正検討表

○ 令和2、3年度税率、R4年度税率、R5年度税率、R6年度税率(R6.1本算定)との比較

年度	医療分			介護分(40歳~64歳)			②世帯世帯1人当たりの年税額		調定見込額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(前年)	金額	伸び率(前年)
R2.3年度税率	6.02%	24,800円	20,400円	1.38%	8,900円	4,700円	109,917円	(4.9%)	915,354,510円	(-9.1%)
R4年度税率	6.14%	25,500円	20,000円	1.71%	9,700円	5,000円	112,901円	(3.7%)	948,831,888円	(-5.7%)
(R2.3とR4税率の差)	(0.12%)	(700円)	(-400円)	(0.18%)	(800円)	(300円)	(3,984円)	(-)	(39,477,378円)	(-)
R5年度税率	6.42%	27,000円	20,000円	1.98%	10,400円	5,300円	119,756円	(8.1%)	1,006,439,930円	(0.0%)
(R4とR5税率の差)	(0.28%)	(1,500円)	(0円)	(0.27%)	(700円)	(300円)	(6,855円)	(-)	(57,608,042円)	(-)

年度	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(前年)	金額	伸び率(前年)
R6税率算定税率(R6.1本算定)	8.45%	35,200円	23,807円	2.92%	11,914円	8,072円	153,810円	(28.3%)	1,291,103,516円	(28.3%)
(R5税率とR6税率との差)	(2.03%)	(8,284円)	(3,807円)	(0.94%)	(2,514円)	(2,372円)	(33,854円)	(-)	(284,693,566円)	(-)

①モデル世界の年税額1のモデル世帯は、職歴世帯所得 1,500千円(基礎控除後) 無職世帯2人(40歳以上65歳未満1人、40歳未満1人)とする。

○(案) 数年かけて税率税率と同程度にした場合 残り5回で近付ける(令和10年度までの10年間)

年度	医療分			介護分(40歳~64歳)			②世帯世帯1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外 繰入金 (財源不足分) (財源不足分) 世帯1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(前年)	金額	伸び率(前年)	
R6	6.02%	24,800円	20,700円	2.16%	9,900円	6,100円	126,690円	(5.8%)	1,064,841,125円	(5.8%)	228,262,391円
前年差	(0.4%)	(1,600円)	(700円)	(0.18%)	(300円)	(100円)	(6,934円)	(-)	(58,401,195円)	(-)	
R7	7.22%	30,200円	21,500円	2.35%	10,400円	6,800円	133,443円	(5.7%)	1,121,604,180円	(5.3%)	169,499,336円
前年差	(0.4%)	(1,600円)	(800円)	(0.19%)	(500円)	(400円)	(6,753円)	(-)	(56,763,055円)	(-)	
R8	7.63%	31,800円	22,500円	2.54%	10,900円	7,000円	139,671円	(5.6%)	1,173,946,307円	(4.7%)	117,157,209円
前年差	(0.41%)	(1,600円)	(800円)	(0.19%)	(500円)	(500円)	(6,228円)	(-)	(52,342,127円)	(-)	
R9	8.04%	33,500円	23,000円	2.73%	11,400円	7,500円	146,988円	(5.4%)	1,235,284,923円	(5.2%)	55,818,593円
前年差	(0.41%)	(1,700円)	(800円)	(0.19%)	(500円)	(500円)	(7,287円)	(-)	(61,338,816円)	(-)	
R10	8.45%	35,200円	23,800円	2.92%	11,900円	8,000円	153,470円	(5.1%)	1,289,928,973円	(4.4%)	1,173,543円
前年差	(0.41%)	(1,700円)	(800円)	(0.19%)	(500円)	(500円)	(6,502円)	(-)	(54,645,050円)	(-)	
増減率(総)計	(2.03%)	(8,200円)	(3,800円)	(0.94%)	(2,500円)	(2,300円)	(33,714円)	(-)	(283,490,043円)	(-)	

モデル世帯1での年税額との伸び率と税率の差については、案は1世帯平均が1.8人であるものをモデル世帯は2人としている点、モデル世帯では、税率改正しても、税額上限までいかなが、調定見込では、税率改正したことにより上限まで伸び率に差がある。

(案)

資料2

令和6(2024)年2月 日

みよし市長  
小山 祐 様

みよし市国民健康保険運営協議会  
会長 酒 井 喜 市

みよし市国民健康保険税のあり方について (答申)

令和5(2023)年7月28日付け5み保第491号で諮問のありました、  
令和6年度みよし市国民健康保険税のあり方について、慎重に審議した結  
果、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

みよし市国民健康保険運営協議会

## 1 協議会の結論

令和6年度のみよし市国民健康保険税のあり方について、みよし市の国民健康保険制度を引き続き安定的に運営していくためには、次のとおり税率及び均等割、平等割を改定することが適当です。

【国民健康保険税税率等表】

区 分		改定後	現 行	増減
基礎課税額 (医療保険分)	所得割	6.82%	6.42%	0.40%
	均等割	28,600円	27,000円	1,600円
	平等割	20,700円	20,000円	700円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.16%	1.98%	0.18%
	均等割	9,900円	9,400円	500円
	平等割	6,100円	5,700円	400円
介護納付 金課税額	所得割	1.93%	1.82%	0.11%
	均等割	10,700円	10,400円	300円
	平等割	5,400円	5,300円	100円
合 計	所得割	10.91%	10.22%	0.69%
	均等割	49,200円	46,800円	2,400円
	平等割	32,200円	31,000円	1,200円

【国民健康保険税減額表】

区 分		改定後	現 行	増減	
7 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	20,020円	18,900円	1,120円
		平等割	14,490円	14,000円	490円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	6,930円	6,580円	350円
		平等割	4,270円	3,990円	280円
	介護納付 金課税額	均等割	7,490円	7,280円	210円
		平等割	3,780円	3,710円	70円
5 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	14,300円	13,500円	800円
		平等割	10,350円	10,000円	350円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	4,950円	4,700円	250円
		平等割	3,050円	2,850円	200円
	介護納付 金課税額	均等割	5,350円	5,200円	150円
		平等割	2,700円	2,650円	50円
2 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	5,720円	5,400円	320円
		平等割	4,140円	4,000円	140円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	1,980円	1,880円	100円
		平等割	1,220円	1,140円	80円
	介護納付 金課税額	均等割	2,140円	2,080円	60円
		平等割	1,080円	1,060円	20円

## 2 結論に至った理由

愛知県から示された令和6年度の標準保険税率は、ここ数年の標準保険税率と比べて高いものとなっており、本市で設定している税率とは大きく乖離しています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村（法定外繰入をしている市町村）は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、赤字解消の目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

平成29年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度からは、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、それを踏まえ、毎年度、標準保険税率に近づける答申としてきました。令和3年度においては、標準保険税率の伸びが大きく税率改定の期間を2年間延長し、税率の上昇幅を緩和するよう検討してまいりました。

今年度の答申においては、愛知県の示す標準保険税率が大幅に高くなっていることなどから総合的に判断し、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていくために、令和3年度の答申を見直し、令和6年度の税率は、今後5年をかけて標準保険税率に近づけることができるものとするのが適当と判断しました。

### 3 附帯意見

今後も安定的な国保財政運営を行うため、適切な税率設定や医療給付費等の抑制を図ることとし、次のように附帯意見を述べます。

- (1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- (2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- (3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- (4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。